平成30年度予算の内容等について

(各款及び増減額等の説明)

【歳入】

①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(1世帯当たり年間定額で計算)があります。

また、制度上の大きなくくりとして、一般被保険者分(一般分)と退職被保険者分(退職分)に分かれています。

- ・医療分…国保事業費納付金(医療給付費分)や保健事業等の費用にあてるための 国保税
- ・支援分…国保事業費納付金(後期高齢者支援金等分)にあてるための国保税
- ・介護分…国保事業費納付金(介護納付金分)にあてるための国保税 (40 歳から 64 歳までの方が対象)

国民健康保険税は、26億6,943万1千円で、前年度と比較して2億7,372万4千円(9.3%)の減となっております。これは、被保険者数の減少と低所得者に係る保険税軽減が拡充されたことに伴い、調定額が減となったものです。収納率は過去の実績に基づき算定しております。

• 医療一般分

収納率…現年課税分 91.5% (0.5 ポイント増)、滞納繰越分 22.0% (0.5 ポイント増) 収納額…1 億 6,681 万 2 千円の減

• 医療退職分

収納率…現年課税分 97.5% (前年同率)、滞納繰越分 45.0% (前年同率) 収納額…2,469 万円の減

• 支援一般分

収納率…現年課税分91.5% (0.5ポイント増)、滞納繰越分22.0% (0.5ポイント増) 収納額…4,867万4千円の減

• 支援退職分

収納率…現年課税分 97.5% (前年同率)、滞納繰越分 45.0% (前年同率) 収納額…740 万 7 千円の減

• 介護一般分

収納率…現年課税分91.5% (0.5ポイント増)、滞納繰越分22.0% (0.5ポイント増) 収納額…2,223万2千円の減

介護退職分

収納率…現年課税分 97.5% (前年同率)、滞納繰越分 45.0% (前年同率) 収納額…390 万 9 千円の減

※収納額は現年課税分+滞納繰越分

②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は、前年度と同額の4万5千円となっております。

③道支出金

平成30年度からは今までの都道府県調整交付金等に変わり、新たに保険給付費等交付金が交付されます。保険給付費等交付金の内容は下記のとおりです。

- ・普通交付金 市町村が保険給付に要した費用が全額交付されます。
- •特別交付金

市町村の財政状況やその他の個別の事情に着目した財政調整を行う役割を有するものです。

(保険者努力支援分、国特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金)

道支出金は 120 億 58 万 9 千円で、前年度と比較して 110 億 5,411 万 2 千円 (1,167.92%)の増となっております。これは、制度改正に伴うものです。

④財産収入

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額、歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は13万6千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑤繰入金

一般会計繰入金は、国の基準に基づくもの(法定繰入)と市の独自基準に基づくもの(法定外繰入)があり、これらの基準に基づいてさまざまな経費について繰入を行っています。 法定外繰入は一般会計と国保会計の間でルールを設け、そのルールに基づいて行っています。

・保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金等

基金繰入金は、国民健康保険事業基金を取り崩すものです。

繰入金は 17 億 2,675 万 2 千円で、前年度と比較して 4,067 万円 (2.3%)の減となっております。一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金(保険者支援分)等の減により 8,275 万 9 千円の減となっております。また、基金繰入金は 4,208 万 9 千円の増となっております。

⑥諸収入

国保税の支払いが滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等があります。

諸収入は 1,062 万 6 千円で、前年度と比較して 311 万 3 千円 (22.66%) の減となって おります。

※下記の項目は平成30年度より予算計上不要となりました

○国庫支出金 平成 29 年度予算額:43 億 8,436 万 8 千円

○療養給付費等交付金 平成 29 年度予算額:4 億 6,590 万 9 千円

〇共同事業交付金 平成 29 年度予算額:44 億 1,187 万 8 千円

○前期高齢者交付金 平成 29 年度予算額:50 億 4,322 万 6 千円

【歳出】

①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、 収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。

・職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等

総務費は3億8,686万2千円で、前年度と比較して5,190万円(11.83%)の減となっております。これは、システム改修経費等の減によるものです。

②保険給付費

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

保険給付費は115億5,635万4千円で、前年度と比較して4億5,909万8千円(3.82%)の減となっております。これは、1件当たりの給付費額や件数の減に伴うものです。

③国民健康保険事業費納付金

平成 30 年度からは、市町村の保険給付費を北海道が負担し、市町村国保加入者が負担する後期高齢者医療制度の支援金や介護納付金についても、北海道総額を北海道が支払うことになります。

その財源として、市町村は医療費水準や所得水準等で積算された国民健康保険事業費納付金を北海道に納付することになります。

平成30年度予算額は42億8,505万8千円です。

· 医療給付費分 31 億 2,074 万 4 千円

・後期高齢者支援金等分 9億306万4千円

·介護納付金分 2億6,125万円

4)共同事業拠出金

都道府県化により、共同事業拠出金のうち、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保 険財政共同安定化事業拠出金は廃止となりました。

平成30年度は年金受給者名簿作成に係る拠出金のみとなります。

共同事業拠出金は1万円で、前年度と比較して45億4,833万円(100%)の減となっております。

5保健事業費

医療保険は、本来、発生した保険事故(疾病、負傷、出産、死亡など)に対する医療給付を基本としていますが、国民健康保険における保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。

なお、特定健康診査は、全保険者に義務付けられています。

保健事業費は1億6,401万7千円で、ほぼ前年度どおりですが、平成29年度に策定した苫小牧市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、新たな事業として重症化予防事業、プレ健診事業、特定健診受診者がん検診無料事業を行います。

⑥基金積立金

基金の運用によって生じた利息を積み立てるものです。歳入の「財産収入」に計上した金額 を、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は13万6千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑦公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費は12万2千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑧諸支出金

過年度分の保険税の償還金や指定公費の支出金などです。

諸支出金は1,452万円で、前年度と比較して8,745万2千円(85.76%)の減となっております。これは、国庫支出金返還金の減によるものです。

9予備費

予算において予定した経費の不足または未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上 する経費です。

予備費は前年度と同額の50万円となっております。

※下記の項目は平成30年度より予算計上不要となりました

○後期高齢者支援金 平成 29 年度予算額:19 億 8,918 万 3 千円

〇前期高齢者納付金 平成 29 年度予算額:722 万 6 千円

○老人保健拠出金 平成 29 年度予算額:3 万 9 千円

〇介護納付金 平成 29 年度予算額:7 億 1,130 万 2 千円

平成30年度の取組

【医療費適正化・保健事業の取組】

- ●糖尿病等重症化予防事業
- ●プレ特定健診(35~39歳)の実施
- ●特定健診受診者へのがん検診受診料の助成事業
- ●レセプト点検の充実
- ●特定健診・特定保健指導の強化
- ●柔整被保険者点検の実施
- ●医療費通知の実施
- ●ジェネリック医薬品の利用促進
- ●重複・頻回受診者への指導
- ●生活習慣改善に関する出前講座の実施
- ●各種ドック事業の実施
- ●エイズ予防啓発

【収納率向上の取組】

- ●早期電話催告、臨戸訪問による催告
- ●ペイジーや臨戸訪問による口座振替の促進
- ●資格疑義者への届出勧奨、所得未申告者への申告勧奨
- ●不現住・居所不明者の実態調査
- ●納付困難者への分割相談、減免等
- ●財産調査と滞納処分の徹底
- ●夜間相談窓口の開設
- ●誓約書等提出の徹底
- ●新規資格書対象者への臨戸訪問

税率改定について

いよいよ、4月から制度改正による国保都道府県化が開始されます。

新制度の中でも特に注目されるのは、納付金制度による保険税への影響です。本市は、 平成30年度は税率を変えず、平成31年度に変えることにしております。国保加入者の皆様 への影響が大きいため、慎重に検討し、税率改定の影響を広く薄くすることで、世帯当たり の負担感が少なくなるような税率にしたいと考えております。

税率改定案が固まりましたら、本運営協議会にお諮りいたしますので、委員の皆様のご 指導をよろしくお願いいたします。